

平成30年度から介護保険料が変わります

介護福祉課 内線2452

介護保険料は、人口の推移、高齢化率の状況、介護保険サービスの利用実績等をもとに、今後の見込みを踏まえて3年ごとに見直しを行うことになっています。

市では、平成27年度から平成29年度までの実績等をもとに、平成30年度から3年間におけるサービス利用料などを見込んだ「五所川原市老人福祉計画・第7期介護保険事業計画」を策定しました。

そのなかで、65歳以上の方(第1号被保険者)の介護保険料の基準額(月額)を400円引き上げし、6,600円(年額79,200円)と決定しました。

基準額……基準額とは、各所得段階において介護保険料を決める基準となる金額のことです。介護保険料は、世帯の課税状況や所得に応じて、段階的に決められています。

$$\text{基準額(年額)} = \frac{\text{五所川原市の介護保険給付費用} \times 65\text{歳以上の人の負担割合(23\%)}}{\text{五所川原市の65歳以上の人数}}$$

第7期(平成30年度～平成32年度)における第1号被保険者の介護保険料

所得段階	対象者	保険料率	保険料年額
第1段階	生活保護を受給している方／世帯全員が住民税を課税されておらず、老齢福祉年金(*1)を受給している方または前年の合計所得金額(*2)+課税年金収入が80万円以下の方	基準額×0.45	35,640円
第2段階	世帯全員が住民税を課税されておらず、前年の合計所得金額+課税年金収入が、80万円超120万円以下の方	基準額×0.75	59,400円
第3段階	世帯全員が住民税を課税されておらず、前年の合計所得金額+課税年金収入が120万円超の方	基準額×0.75	59,400円
第4段階	本人は住民税を課税されていないが、世帯内に住民税を課税されている方がいる場合で、前年の合計所得金額+課税年金収入が80万円以下の方	基準額×0.9	71,280円
第5段階	本人は住民税を課税されていないが、世帯内に住民税を課税されている方がいる場合で、前年の合計所得金額+課税年金収入が80万円超の方	基準額	79,200円
第6段階	本人が住民税を課税されており、前年の合計所得金額が120万円未満の方	基準額×1.2	95,040円
第7段階	本人が住民税を課税されており、前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満の方	基準額×1.3	102,960円
第8段階	本人が住民税を課税されており、前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の方	基準額×1.5	118,800円
第9段階	本人が住民税を課税されており、前年の合計所得金額が300万円以上の方	基準額×1.7	134,640円

* 1 老齢福祉年金とは、明治44年4月1日以前に生まれた方などで、一定の所得がない方や、他の年金を受給できない方に支給される年金です。

* 2 合計所得金額とは、収入金額から必要経費に相当する金額(収入の種類により計算方法が異なります)を控除した金額のこと、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。

●特別徴収(年金から天引き)の方には「特別徴収額決定通知書」(はがき)を、普通徴収(納付書による納付や口座振替による納付)の方には「納入通知書」(封書)を7月上旬に送付しますので、ご確認ください。

●サービスを利用した際の利用者負担は、通常は掛かった費用の1割または2割(平成30年8月から一定以上の所得のある方は3割)ですが、保険料を2年以上滞納すると3割(平成30年8月から利用者負担の割合が3割である方は4割)となり、高額介護サービス費等が受けられなくなります。また、介護保険料を滞納すると督促手数料や滞納期間に応じて延滞金が加算されます。保険料は必ず納期内に納めましょう。

●経済的理由などにより生計維持が困難な方は、申請により要件を満たした場合に限り、減免を受けられることがありますので、お早めにご相談ください。